

令和6年第12回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年12月6日(金)

午後4時00分開会

午後4時50分閉会

2. 場 所 廿日市市役所 7階会議室

3. 出席委員(農業委員 12名)

1番 河井 孝之

2番 木浦 紀幸

3番 神鳥 正貴

6番 梶原 安行

7番 山田 政則

8番 岩木 國明

9番 古川 憲吾

10番 吉田 雅子

11番 中谷 純子

12番 中田 安義

13番 岡 真由美

14番 岩本 博志

(推進委員 10名)

推進委員 登 宏太郎

推進委員 中山 憲治

推進委員 清水 透

推進委員 堀田 良昭

推進委員 三田 邦男

推進委員 小西 礼子

推進委員 松井 辰夫

推進委員 田丸 和也

推進委員 安井 多佳子

推進委員 倉本 良夫

4. 欠席委員(4名)

4番 是佐 恵美子

5番 松井 祥壮

推進委員 岡村 昭男

推進委員 松井 辰夫

5. 議事録署名委員

9番 古川 憲吾

10番 吉田 雅子

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長 齋藤 千文

次 長 竹上 教東

(佐伯支所) 次 長 藤本 秀樹

(吉和支所) 主 事 眞鍋 秀

(吉和支所) 主任主事 奥田 規之

(宮島支所) 主任主事 佐々木 駿

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

(1) 議案 50号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
(利用権貸借)

(2) 議案第 51号 農地法第3条の規定による許可申請について

(3) 議案第 52号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(4) 議案第 53号 非農地証明交付申請について

《報告事項》

(1) 報告第 1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

(2) 報告第 2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

9. その他

(開会 午後 4 時 0 0 分)

事務局	初めに岩本会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
岩本会長	ただいまから、令和 6 年第 1 2 回廿日市市農業委員会総会を開会します。
議長	まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数 1 4 名、本日の出席委員 1 2 名、欠席委員 2 名でございます。在任委員の過半数の委員が出席されていますので、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定により、本総会は成立をしております。 続いて、議事録署名委員の指名を行います。廿日市市農業委員会会議規則第 2 0 条第 2 項の規定に基づき、9 番、古川委員さん、1 0 番、吉田委員さんのご両名にお願いをいたします。 それでは、議事に入ります。 まず初めに、審議事項に入ります。 議案第 5 0 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案としますが、議席番号 9 番の古川委員さんが関係する案件のため、古川委員さんにご退席をお願いいたします。 ＝ 古川委員 退席 ＝
議長	説明をお願いします。
事務局	議案第 5 0 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借について、座って説明させていただきます。 議案書は 3 ページになります。 番号 5 5 番、農地の所在は、浅原字小川、登記地目は田で、面積は、3 筆の 2, 1 9 9 平方メートルで、利用目的は田です。 期間は、公告日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの、使用貸借の新規設定を行うものです。 本件は、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第 5 0 号、農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画の利用権貸借についての説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 5 5 番について、安井委員さん、お願いいたします。

安井推進委員	推進委員の安井です。番号５５について説明します。１１月２０日、神鳥委員、田丸委員、事務局とで現地確認をしました。場所は、浅原中央活性化センターから北西に５００メートルぐらい上がったところです。〇〇さんが遠方にお住まいのため、弟さんがお米を作っておられましたが、それが困難になったため、この辺りを集積されている〇〇さんが引き続き作られることになりました。一つの畑には、玉ねぎが植えられており、残りは水稻を作られるということです。中山間事業にも取り組んでおられる小田原集落の農地保全のためにもよい事だと思えます。 特に問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしく願います。
議長	ありがとうございました。 この件につきまして、ご意見、ご質問等があれば願います。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第５０号について、承認することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第５０号について承認することに決定いたします。 それでは、古川委員さん、お席にお戻りください。 ＝古川委員 復席＝
議長	続きまして、議案第５１号、農地法第３条の規定による許可申請について議案としますが、番号３３４番、３３７番及び３３８番については、議席番号２番の木浦委員さんが関係する案件のため、番号３３４番、３３７番及び３３８番を先に審議いたします。 議席番号２番の木浦委員さん、ご退席をお願いいたします。 ＝木浦委員 退席＝
議長	説明をお願いします。
事務局	議案第５１号、農地法第３条の規定による許可申請についてのうち、番号３３４番、３３７番及び３３８番について説明さ

	せていただきます。 議案書は6ページから7ページになります。 番号334番、農地の所在は、玖島字大沢、登記地目は田及び畑で、3筆の2, 193平方メートルの申請です。権利の移転理由は、農業経営を引き継ぐためで、無償の所有権移転です。 次に番号337番、農地の所在は、飯山字神田、登記地目は田及び畑で、面積は6筆の821平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は労力不足により耕作困難、譲受人は購入する自宅に隣接し、新たに耕作をするためで、有償の所有権移転です。 次に番号338番、農地の所在は、津田字道秀原、登記地目は畑で、面積は1筆の331平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は労力不足により耕作困難、譲受人は経営規模拡大のためで、無償の所有権移転です。 本件はいずれも、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第51号、農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号334番、337番及び338番について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 334番について、岩木委員さん、お願いします。
8番委員	8番の岩木です。番号334番の3条申請についてご報告いたします。現地は、玖島檜原の信号機を東に〇〇を上約3キロ行ったところでございます。そこに〇〇の工場があって、その上に位置する圃場です。11月19日に、事務局1名と掘田推進委員と私で現地を確認いたしました。譲渡人、〇〇さんは現在は耕作をしておられ、譲受人の〇〇さんに移譲されるわけですが、現在半分程度、菜園畑として使っておられます。また、面積の半分程度は遊休地として今、維持管理されております。〇〇さんは〇〇さんの〇〇に当たり、引き続き菜園として農地あるいは菜園も生産されて、自家消費あるいは産直市へ出荷されるそうでございます。また、その周辺隣地もきれいに下刈りがしてありましたので、何ら問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議長	ありがとうございました。 337番について、神鳥委員さん、よろしくお願いいたします。
3番委員	3番の神鳥です。337番について報告いたします。11月20日、田丸推進委員、事務局、私、計3名で現地を確認いた

	しました。地図は、国道１６０号線、道の駅スパ羅漢を吉和方面に約５キロぐらい進むと現地、飯山地区となります。農地法第３条の有償移転です。譲渡人の〇〇さんは〇〇、家、屋敷、山林、それに附属する田、畑を一括〇〇さんに譲渡し、譲受人の〇〇さんは現在遠方にお住まいですが、購入後、自家消費野菜を栽培されるということです。周辺には一、二軒の空き家もあり、何ら問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議長	ありがとうございました。 続きまして、３３８番について、松井委員さん、お願いいたします。
松井推進委員	推進委員の松井です。議案第５１号、番号３３８について、着座にて説明します。現地確認ですが、１１月２１日に市職員及び松井農業委員並びに私、推進委員の３名で確認をしております。申請地は、佐伯支所から東方約８００メートル進みまして、左折した市道の北側には佐伯高等学校がありますけれども、そこまで行かず手前３００メートル付近で公簿面積３３１平方メートルの今回の申請地でございます。先の申請地１筆は、現況の畑を農地法第３条の規定により無償の所有権移転の許可申請でございます。現状ですが、現地確認時に行きましたところ、周りは畑に囲まれた一角で梅の木が数本植えられておりました。今後の影響等でございますけれども、譲受人は申請地付近に居住されまして現在も付近で畑を耕作されており、高齢ではありますが非常に元気で頑張っておられ、以後もう何ら問題ないと思慮します。なお、この申請地にあっては、譲受人が以前実は所有していた土地と聞いております。元に変えたということでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議長	ありがとうございました。 この３件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第５１号のうち、番号３３４番、３３７番及び３３８番について、許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第５１号のうち、番号３３４番、３３７番及び３３８番について許可することに決定いたします。

	それでは、退席した木浦委員さん、お席にお戻りください。 ＝木浦委員 復席＝
議長	続きまして、議案第５１号、農地法第３条の規定による許可申請についてのうち、番号３２５番、３２７番及び３３１番について審議いたします。 説明をお願いします。
事務局	議案第５１号、農地法第３条の規定による許可申請についてのうち、番号３２５番、３２７番及び３３１番について説明させていただきます。 議案書は５ページになります。 番号３２５番、農地の所在は、友田字小森、登記地目は田で、２筆の１，２２８平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は仕事の都合により耕作困難、譲受人は自宅に近く便利であるためで、有償の所有権移転です。 次に番号３２７番、農地の所在は、峠字西谿、登記地目は畑で、面積は１筆の１４６平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は労力不足により耕作困難、譲受人は現在耕作している農地に隣接し、便利であるためで、有償の所有権移転です。 次に番号３３１番、農地の所在は、永原字下中組、登記地目は田で、面積は１筆の５２８平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は遠方により耕作困難、譲受人は新規に農業経営を始めるためで、無償の所有権移転です。 本件はいずれも、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることとは考えられないため、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第５１号、農地法第３条の規定による許可申請についてのうち、番号３２５番、３２７番及び３３１番について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 ３２５番について、小西委員さん、お願いいたします。
小西推進委員	推進委員の小西です。３２５番の農地法第３条農用地利用権について説明いたします。１１月１８日に河井委員、三田委員、事務局、小西の４名で現地確認を行いました。場所は、友田の〇〇のちょうど裏側になります。面積は２筆の１，２２８平方メートルです。譲渡人の〇〇さんは会社経営の傍ら農業を行っていましたが、農業に十分な時間を確保することが難しくなり、今回譲受人の〇〇さんが引き継ぐこととなりました。〇〇さん

	は現在農業を中心に行っており、近隣の農地も適切に管理されています。現地確認の結果、稲刈りの後の整地が確認され、農地の管理状況は非常に良好でした。この農地法第3条の規定による許可申請に対して、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。
議長	ありがとうございました。 続きまして、327番、331番について、三田委員さん、お願いします。
三田推進委員	推進委員の三田です。2件続けて説明させていただきます。 場所は峠字西溪というところであります。11月18日に事務局と河井委員、小西さんと私の計4人で現地確認を行っております。譲渡人の〇〇さんは高齢ということで体力的に農地の管理が難しいということで、近くで農作業に従事しておられます〇〇さんという方に譲るものであります。譲り受ける農地は雑草に覆われてはいましたが、〇〇さんは農業歴20年ぐらゐの実績があるそうで、今後ジャガイモや大根、その他いろいろと計画されておりますので、特に問題はないと考えられます。 次に、331番について説明をいたします。場所は、永原の〇〇の隣であります。11月18日に、事務局と河井委員、小西さんと私の計4名で現地確認を行っております。譲渡人の〇〇さんですが、父より相続されたが遠方で生活しているので農業ができないということで、〇〇さんの所有の農地の近くに住まれます〇〇さんに今回譲り渡すものであります。〇〇さんは最近引っ越しされており、農業に興味があると聞いておりますので特に問題はないと考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議長	ありがとうございました。 この3件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第51号のうち、番号325番、327番及び331番について、許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第51号のうち、番号325番、番号327番及び331番について許可することに決定いたします。 続きまして、議案第52号、農地法第5条第1項の規定によ

事務局	る許可申請について議案とします。 説明をお願いします。 議案第52号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明させていただきます。 議案書は先ほど事務局長から説明がありましたとおり、当日配付させていただいております、差替議案に沿って説明させていただきますが、番号316番については電気事業者が譲受人になっておりますが、送電用の施設の設置等に必要な道路の敷地として一時転用するため、農地法施行規則第29条第13号の規定により、許可が不要となることから、議案から取下げを行います。 それでは、議案の内容を説明いたします。 番号328番、農地の所在は、玖島字下平谷、登記地目は田及び畑で、面積は、3筆の385平方メートルの申請です。 転用理由は、資材置場及び倉庫として利用するための申請ですが、譲渡人が農地転用の手続を行わず利用していたもので、始末書が提出されております。 次に番号333番、農地の所在は、原字上河末、登記地目は田及び畑で、面積は、3筆の95.3平方メートルの申請です。 転用理由は、駐車場、倉庫及び道路として利用するための申請ですが、譲渡人が農地転用の手続を行わず利用していたもので、顛末書が提出されております。 本件について、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模からみて適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案第52号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 328番について、梶原委員さん、お願いいたします。
6 番委員	6 番の梶原です。番号328番についてご報告いたします。 11月22日に、清水委員と事務局とで現地確認をいたしました。玖島字下平谷の2筆ですが、これは場所は大竹湯来線の平谷集落に入ったところで、大峯山を左に向けて200メートル余り上がったところでございます。その市道のそばに防火水槽が設置されておりますが、その裏の土地です。進入路がないのでなかなか難しいということではございますが、〇〇さんは〇〇の販売修理をされておられる方で、進入路につきましては得意の重機でもって新設されるものと思われまいます。その職業の資材を置かれるということでございます。それからまた玖島字上平谷というところですが、これは〇〇さんが以前貸しておられ

	た方が牛舎として小さい建物を建てておられまして、その後を倉庫として改造されており、そのままを〇〇さんが今回買われたということです。〇〇さんもさっき申しましたような仕事をされておりますので、工具とかを収納する倉庫として活用されるということで、始末書が提出されております。周りには農地等がございませんので、何ら問題はないと思われまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	ありがとうございます。 それでは続きまして、３３３番について、中谷委員さん、お願いいたします。
１１番委員	１１番の中谷です。番号３３３番についてご説明させていただきます。場所は、原字上河末で原の〇〇の入口、１キロぐらい北のほうに上がったところの場所にあります。１１月１９日、岡村委員と私、事務局２名で現地調査に行きました。面積は９５．３平方メートルです。土地の一部は既に公衆用道路として使用されていまして。顛末書が提出されています。譲渡人は〇〇さん、宮内に在中です。譲受人は〇〇さん、佐伯区五日市に住んでおられます。転用目的は駐車場、道路、倉庫として利用されるということです。特に問題はないと思われまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	ありがとうございます。 この２件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。 中山委員さん。
中山推進委員	玖島の３２８ですけれども、もともと牛舎だったものを露天資材置場と一緒に倉庫ということですのでけれども、用途変更とかの兼ね合いで都市計画法上問題ないのですかね。
６番委員	〇〇さんが以前貸しておられた方が勝手に牛舎を建てて牛を飼っておられて、畜産を辞められて倉庫に改造されて、そのまま置いてあったものをまた有田さんが活用されるということです。
中山推進委員	その辺は都市計画法上は問題ないのですかね。
６番委員	都市計画にはここは入っていないです。
中山推進委員	そうなのですか。分かりました。原の３３３番もこの倉庫は都市計画法上は問題ない。
６番委員	はい。

中山推進委員	余計なことを言いました。ありがとうございます。
議長	ほかにご意見等はございませんか。
	《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第５２号について、許可することに異議はございませんか。
	《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第５２号について許可することに決定いたします。 続きまして、議案第５３号、非農地証明交付申請について議案とします。 説明をお願いします。
事務局	議案第５３号、非農地証明交付申請について、説明させていただきます。 議案書は、９ページになります。また、配付いたしております現地確認写真の「議案第５３号資料①」も合わせてご覧ください。 番号３２９番と３３０番は関連案件です。 番号３２９番及び３３０番、農地の所在は、玖島字上平谷、登記地目は田及び畑で、面積は合計３筆の５０１平方メートルの申請です。 次に番号３３２番、農地の所在は、大野字早時、登記地目は畑で、面積は、１筆の３００平方メートルの申請です。 いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、現地は山林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であると認められましたので、農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインの農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断基準を準用し、非農地である旨の証明は可能と考えます。 以上で、議案第５３号、非農地証明交付申請について、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 ３２９番、３３０番について、梶原委員さん、お願いいたします。
６番委員	６番の梶原です。先月２２日に清水委員と事務局とで現地確認を行っております。〇〇さんは以前平谷に住んでおりました。

	今は宮内六本松に入るところに住まわれておられ、以前〇〇を されておられました。平谷地区では、圃場整備が今から二十数 年前に行われております。その３２９番については圃場整備の 残地として、この資料の１の最初の写真を見てもらうように、 ヒノキが大きくなっておりまして、到底農地に復元するという ことは難しいと思います。また３３０番につきましては、２枚 目の写真を見てもらいますように、〇〇さんが出られてからも う既に３０年以上たっていると思うのですが、当時は最初は通 って来られて耕をされておられたようですが、今はもう既にご 主人もなくなり、兄弟さんも亡くなっておられて、なかなか手 が届かないということです。これも復元するということは難し いということで山林化することにも仕方がないのではないかな というように思います。審議のほどよろしく願いいたします。
議長	ありがとうございました。 続きまして、３３２番について、山田委員さん、お願いいた します。
７番委員	７番の山田です。写真は一番最後のページ、確認写真の３枚 目です。１１月１５日に、吉田委員、それから事務局とで現地 を確認いたしました。この土地は、親の代から山を開墾して畑 を作っていたということです。ですが、昭和４９年頃にこの畑 を作るのを辞めて、それからもう山林化した状態であるとい うことです。山であり急傾斜地、そういうところで農地に適さ ずに山に返したほうが良いのではないかなと思います。以上、よ ろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 この３件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いい たします。ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第５３号について、証明することに異議はございませ んか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第５３号について証明することに決定 いたします。 続きまして、報告事項に入ります。 報告第１号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出に ついて、報告します。 説明をお願いします。

事務局	報告第 1 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、報告させていただきます。 議案書は 10 ページになります。 今月の報告は、令和 6 年 10 月 11 日から 11 月 8 日までの間に受理した 1 件です。詳細の説明は、省略させていただきます。 本件について、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したものです。 以上で報告第 1 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、報告を終わります。
議長	この件について、質疑があればお願いいたします。ありませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第 1 号を終わります。 続きまして、報告第 2 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について報告します。 説明をお願いします。
事務局	報告第 2 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、報告させていただきます。 議案書は 11 ページから 12 ページになります。 今月の報告は、令和 6 年 10 月 11 日から 11 月 8 日までの間に受理した 4 件です。詳細の説明は、省略させていただきます。 番号 299 番については、申請人が農地転用の手続を行わず、利用していたため、始末書が提出されています。 本件について、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したものです。 以上で報告第 2 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、報告を終わります。
議長	この件につきまして、質疑等があればお願いいたします。 中山委員さん。
中山推進委員	12 ページの 308 は譲渡人と譲受人が同じなんですけれども、4 条申請になるのでは。

事務局	番号 3 0 8 番の譲渡人と譲受人なのですが、譲渡人と譲受人のうちの一部分で二分の一ずつ持っておられるのですが、もう一方の方が譲渡人と譲受人が違うということで二分に、ほか 1 名にはなっていますけど違う方へ譲るということになっております。
議長	ほかにはございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第 2 号を終わります。 ほかには何かございませんか。 特にないようですので、以上で本日の総会を終了いたします。 委員の皆様には慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。 次回は令和 7 年第 1 回農業委員会総会、1 月 1 0 日金曜日、午前 1 0 時から、ここ廿日市市役所、7 階会議室で行います。 大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

(閉会 午後 5 時 0 0 分)

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 1 月 1 0 日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（ 9 番委員）

廿日市市農業委員会委員（10 番委員）
